

平成23年3月23日

情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）等に係る取扱いについて

医師が患者を対面診療できない場合や、患者が被災地外の薬局における調剤を希望する場合など、情報通信機器を用いた診療（以下「遠隔診療」という）やファクス等により送付された処方せんによる調剤を実施せざるを得ない状況である。

初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によることとされているが、現在は緊急時であるので次のような取扱いを認める。

Q1. 被災地の患者(A)が主治医(B)と連絡が取れず、他の医師(C)に電話等により連絡できた場合、医師(C)にとって初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

A1. 医師(C)が、電話等により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

Q2. 被災地の患者(A)の家族等(B)が、電話等により患者(A)の容態等を主治医ではない医師(C)に伝えた場合、医師(C)にとって初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

A2. 医師(C)が、心身の状況等を十分に把握している家族等の連絡により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

Q3. ファクシミリ等により送付された処方せんによる調剤について

A3. 被災地の医師と連絡が可能であり、ファクシミリ等により患者の希望する薬局に処方せんが送付された場合には、医療機関から処方せん原本を入手するまでの間は、送付されたファクシミリ等を「処方せん」とみなして調剤等を行って差し支えない。（原本入手後は差し替えること）

Q4. ファクシミリ等により送付された処方せんによって調剤された医薬品について

A4. 原則として、患者又は現に看護に当たっている者に交付することとするが、客観的にやむを得ない状況であると認められる場合に、郵送することは差し支えない。

この場合、患者又は現に看護に当たっている者に対して、電話等により、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報提供を適切に行うものとする。

【該当通知】平成23年3月23日

厚生労働省医政局医事課及び厚生労働省医薬食品局総務課 事務連絡
情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）等に係る取扱いについて